

令和6年8月

各団体 ご担当者 様

株式会社 日本能率協会総合研究所

**勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム及び
社会保険労務士等による無料コンサルティング周知用リーフレットの
ご送付及び配布ご協力のお願い**

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

株式会社日本能率協会総合研究所では、厚生労働省雇用環境・均等局から「令和6年度勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業」を受託・運営しております。

この度、令和6年9月19日（木）に「勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム」を開催させて頂く運びとなりました。本シンポジウムでは、行政説明や企業の取組事例の紹介等を通じて、勤務間インターバル制度の普及・促進を図ることを目的として実施致します。

さらに、勤務間インターバル制度の導入促進のため、社会保険労務士等による無料コンサルティングを実施しています。

本シンポジウムの周知及び社会保険労務士等による無料コンサルティングを周知するため、リーフレットを作成いたしましたので、送付します。

つきましては、本取組の趣旨を御理解いただき、各ご担当者様におかれましては、積極的な周知のご協力をよろしくお願い申し上げます。

<ご参考>

シンポジウム申込ページ

https://www.jmar-llg.jp/interval_r06/



無料コンサルティング申込ページ

https://www.jmar-llg.jp/interval_r06/interval-consult2024.html



厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」からもお申込みいただくことができます。(https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/)

【本件に関するお問い合わせ】

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22 日本能率協会ビル 5 階

株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部

担当：佐藤、遠藤 TEL:03-6435-7767 Mail: interval@jmar.co.jp



勤務間インターバル制度 導入促進シンポジウム



採用・定着・生産性向上の事例が聞ける! 具体的支援も!

企業において、従業員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの確保は重要な課題です。本シンポジウムでは、2019年4月から企業の努力義務となっている勤務間インターバル制度*について、その重要性や企業が取り組むことによるメリット、取組を進めるためのポイント等について、先進事例とともに解説します。

シンポジウム終了後、この制度の導入に係る無料コンサルティングのご紹介を行います。

*勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間を確保する仕組みです。

視聴
無料



開催日時

9月19日(木) 13:30▶15:20

実施方法

Zoomウェビナー・YouTubeライブ

第一部

13:30~13:35 開会・ご挨拶

13:35~13:50 行政説明:情報提供

「勤務間インターバル制度の意義・現状・今後」

厚生労働省

13:50~14:20 事例発表

「勤務間インターバル制度導入のきっかけ・内容・効果」

株式会社リコー CHRO 長久 良子 氏 / えびの電子工業株式会社 代表取締役社長 津曲 慎哉 氏

14:25~15:15 パネルディスカッション

「自社に即した勤務間インターバル制度の導入・運用方法と導入のメリット」

情報提供や企業の事例紹介を踏まえ、自社に即した勤務間インターバル制度の導入方法や制度の導入のメリット等について、下記コーディネーター、パネリスト、事例発表企業2社でご議論いただきます。

コーディネーター

今野 浩一郎 氏

学習院大学名誉教授・学習院さくらアカデミー長

企業の人的資源管理からマクロの雇用問題まで、人材に関わる分野を幅広く研究し、数多くの公職を歴任。主な著書として、『マネジメント・テキスト 人事管理入門(第4版)』日経BP日本経済新聞出版本部、2022年等がある。

パネリスト

小室 淑恵 氏

株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長

3,000社以上の企業へのコンサルティング実績を持ち、残業を減らして業績を上げるコンサルティング手法に定評があり、残業削減した企業では業績と出生率が向上している。「産業競争力会議」民間議員など複数の公務を歴任。著書は『働き方改革 生産性とモチベーションが上がる事例20社』(毎日新聞出版、2018年)等多数。2児の母。

パネリスト

高橋 正也 氏

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター センター長

1990年より労働省産業医学総合研究所(現・労働安全衛生総合研究所)に勤務し、2000年に群馬大学医学部で医学博士号を取得。労働安全衛生総合研究所上席研究員、同部長を経て、2019年4月より現職。

パネリスト

長久 良子 氏

株式会社リコー CHRO

パネリスト

津曲 慎哉 氏

えびの電子工業株式会社 代表取締役社長



今野 浩一郎 氏



高橋 正也 氏



小室 淑恵 氏

15:15~15:20 閉会挨拶

第二部

15:30~15:40 勤務間インターバル制度の導入に係る無料コンサルティングのご紹介

15:40~16:00 相談会

勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム お申込み方法

1 WEBでお申込みの方

下記URLまたはQRコードにアクセスし、必要事項をご入力の上、お申込みください。

勤務間インターバル制度導入促進シンポジウムお申込みページ
https://www.jmar-llg.jp/interval_r06/



2 FAXでお申込みの方

下記お申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

FAX送信先

03-3432-1837

お申込み締め切り

2024年9月18日(水) 12:00までにお申込みください。

名称	勤務間インターバル制度導入促進シンポジウム 採用・定着・生産性向上の事例が聞ける！具体的支援も！
フリガナ お名前	
ご年齢	a.10代 b.20代 c.30代 d.40代 e.50代 f.60代以上
ご職業	a.会社員・団体職員（人事担当） b.会社員・団体職員（人事担当以外） c.会社・団体役員、事業主 d.学生 e.労働組合職員 f.その他
ご所属先	※差し支えない範囲でご記入ください。
参加方法	※Zoomの場合、定員になり次第ご参加は締め切らせて頂きます。その場合、YouTubeライブによる視聴をお願いすることがございます。 a.Zoomで参加 b.YouTubeライブ配信を視聴 (第2部参加希望の方は、こちらでご参加ください。)
ご連絡先 <small>視聴URLの送付先となります。メールアドレスは必ずご記入ください。</small>	メールアドレス（必須）：
	電話番号：
<small>個人情報の取り扱いについて ●ご提供いただいた個人情報は、厚生労働省及び本事業の委託者（株）日本能率協会総合研究所において、定められた個人情報保護に係る方針に基づき、適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に努めます。●個人情報は、翌年度以降も含めて本事業に関するご連絡のために使用させていただきます。●本シンポジウムは、「ZOOMでご参加」いただく際には、オンラインのためのリモート会議用アプリ「ZOOM」を使用します。事前に「Zoom Meetings」をインストールしていただくか、ウェブブラウザを使ってご参加ください。●視聴いただく環境によって、ご覧いただけない場合や映像、音声がかかる場合があります。●視聴にかかるデータ通信費等は視聴する方の負担となります。●本シンポジウムの録画・録音はお断りいたします。</small>	

お申込み・お問合せ先

TEL

0120-876-300

E-MAIL

interval@jmar.co.jp

株式会社日本能率協会総合研究所 勤務間インターバル制度導入促進のための広報事業 事務局
担当 佐藤・遠藤・河野・川村

厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」からもお申込みいただけます。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>



勤務間インターバル制度の導入を進めてみませんか？

work life balance

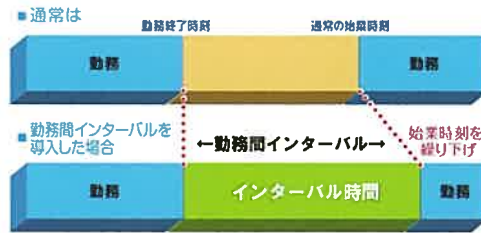


30社様限定の無料コンサルティング支援を行います！

勤務間インターバル制度とは何ですか？

勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

労働者の十分な生活時間や睡眠時間の確保に資するものとして、この制度の導入は事業主の努力義務となっています（2019年4月から）。



どんなメリットがありますか？

これまで導入を進めてきた企業の声から、大きく次の3点がメリットとしてあげられています。いずれのメリットも企業・従業員双方にとって、良い影響をもたらしています。

メリット①

従業員の健康の維持・向上

十分なインターバル時間（休息時間）を確保することで、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット②

従業員の定着や確保

インターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることで、魅力ある職場づくりの実現等につながり、人材の確保や定着につながります。

メリット③

生産性の向上

仕事とプライベートに集中する時間のメリハリがつけられるようになり、生産性の向上が期待できます。

制度導入企業の声（例）



製造業

総労働時間が削減されたほか、従業員から「体が楽になった」「体調が良くなった」等の声が聞かれ、数値には表れない多くのメリットが考えられます。



建設業

現場従業員に行ったアンケートでは、回答者の7割が勤務間インターバル制度を含む各種の働き方改革の取組により生産性が高まったと回答しています。

募集要件はありますか？

- 公務を除き、業種や従業員規模等の制限はございません。
- 現在、労働関係法令、その他法令に抵触していないことが必須条件となります。
- その他、コンサルティング支援に当たって、社内資料等のご準備や自社で検討を頂くこととなりますので、一定のお時間が確保できることが前提となります。

コンサルティングはどのように進めるのですか？

コンサルティングは最大5回の支援を想定しております。以下は、コンサルティング支援の一例となりますが、各回ごとに到達点を設定したうえで、貴社の勤務間インターバル制度の導入を伴走支援します。



申込企業様

自社の
現状把握

インターバル
制度の設計

関連制度の
見直しや
調整

インターバル
制度の
導入・周知

インターバル
制度の内容や
運用の見直し



社会保険
労務士等

就業規則等を参考に、労働時間に関する規定を確認しながら、現状把握を進めていきましょう。

制度の適用範囲やインターバル時間数の設定など、制度設計と一緒に考えていきましょう。

制度設計案をさらに具体化させるとともに、根拠規定の整備に向けた準備などを進めましょう。

社内・社外への周知状況や、導入に向けた細かな調整事項などを、確認していきましょう。

制度の導入による効果や、導入後の課題などを確認し、改善できる事項を整理していきましょう。

Q

コンサルティングは必ず5回実施しないといけないのですか？
本年度中に制度の導入まで到達するのは難しい可能性があります。

A

原則5回としていますが、企業様の方針や実情に応じて回数を変更することができます。また、企業様の進捗度合いに応じて到達点を設定することも可能ですので、ご安心ください。

Q

いつまで、どの範囲までコンサルティング支援をしてもらえますか？

A

委託事業という性質上、令和7年の1月頃までにコンサルティング支援を一度終了させていただきます。コンサルティング支援は、制度導入に向けての支援やアドバイスを行うものとなります。就業規則の作成・変更等の業務を請け負うわけではございませんので、ご注意ください。

※詳細は、お申し込み方法のURL内にも記載しておりますので、ご確認ください。

お申し込み方法

下記 URL または QR コードにアクセスし、必要事項をご入力の上、お申込みください。

https://www.jmar-llg.jp/interval_r06/interval-consult2024.html

後日、お申込みいただいたメールアドレスまたはお電話番号に事務局からご連絡を差し上げます。



※お申し込みが多数の場合、業種や従業員規模などのバランスを考慮し、コンサルティング対象企業を選定させていただく場合がございます。そのため、ご要望にお応えできない場合があることを、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

【メールの方】.....

✉ interval@jmar.co.jp

【お電話の方】.....

☎ 0120-876-300

(平日10:00~17:00 フリーダイヤル)

【厚生労働省委託事業実施機関】

株式会社日本能率協会総合研究所勤務間インターバル制度広報事業事務局
担当：佐藤、遠藤、河野、川村

厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」からもお申込みいただけます。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/>

